

一般競争入札の実施について (総合評価落札方式)

一般競争入札を下記のとおり行うので、岐阜市契約規則（昭和39年岐阜市規則第7号）第19条の規定により公告します。

なお、岐阜市一般競争入札等実施要綱（平成11年3月30日決裁）第6条、岐阜市建設工事総合評価落札方式実施要領（平成18年3月31日決裁）第5条及び岐阜市事後審査型一般競争入札実施要領（平成19年7月27日決裁）第4条の規定により総合評価落札方式による事後審査型一般競争入札として実施します。

令和6年4月5日

岐阜市長 柴 橋 正 直

記

1 一般競争入札に付する事項

- | | |
|----------------|--|
| (1) 工事（件）名 | 岐阜市本庁舎跡土砂撤去等工事 |
| (2) 目的場所 | 岐阜市今沢町18番地 |
| (3) 完成(完了)期日 | 令和6年12月18日 |
| (4) 契約の種類 | 請負契約 |
| (5) 余裕期間の有無 | 有 |
| (6) 工事着手日 | 令和6年7月1日 |
| (7) 週休2日制モデル工事 | 適用する（現場閉所） |
| (8) 前払金の有無 | 有 |
| (9) 低入札調査基準価格 | 岐阜市低入札価格調査要綱（平成15年3月27日決裁）の規定により調査基準価格及び失格判断基準を設けた工事 |
| (10) 概 要 | 土砂等撤去及び埋戻し工事 一式 |

2 一般競争入札参加資格及び条件

- (1) 岐阜市内に本店を有すること。

ただし、本店が岐阜市競争入札参加資格審査の申請において、所在地として登録されていること。

- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）で定めるとび・土工工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可を受けていること。

ただし、岐阜市競争入札参加資格審査の申請において、所在地として登録されている本店において該当業種の許可を受けていること。

- (3) 岐阜市建設工事成績評定要領（平成16年4月1日決裁）に基づく工事成績評定点の基準に係る工事の種類は、建設業法で定めるとび・土工・コンクリート工事（以下「とび・土工・コンクリート工事」という。）とする。
- (4) 経営事項審査結果通知書に記載のとび・土工・コンクリート工事の総合評定値及び主観点数の合計が700点以上であること。
- (5) 現場代理人及び次の条件を全て満たす監理技術者又は主任技術者を本工事に配置できること。また、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条に規定する請負金額以上となる場合、専任にて配置できること。なお、現場代理人は、監理技術者又は主任技術者を兼ねることができる。
 - ① とび・土工・コンクリート工事に係る監理技術者又は主任技術者の資格を有すること。
 - ② 入札参加資格確認申請の日以前3か月以上の雇用関係にあること。

3 日程

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期間
令和6年4月5日（金）から令和6年4月17日（水）まで
- (2) 質問書の提出期間
令和6年4月5日（金）から令和6年4月17日（水）まで
- (3) 質疑回答期限
令和6年4月22日（月）
- (4) 電子入札システムの応札期間
令和6年4月24日（水）午前9時から令和6年4月25日（木）午後4時まで
- (5) 一般競争入札の開札
令和6年4月26日（金）午前9時

4 落札者決定の方法

本工事の入札は、岐阜市建設工事総合評価落札方式実施要領に基づき、総合評価落札方式により行う。

5 総合評価落札方式に係る技術提案書の提出

別添「岐阜市本庁舎跡土砂撤去等工事に係る技術提案書の提出依頼について」による。

6 その他

- (1) 本件は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岐阜市条例第8号）に規定する議会の議決に付すべき契約であり、落札決定後、仮契約を締結するものとする。仮契約は、議会の議決をもって本契約として効力を生ずるものとする。
- (2) 電子入札システムが使用できない場合などの書類の提出については、別紙「入札（見積）書類の提出等について」のとおりとする。
- (3) 特記の無い事項については「一般競争入札の共通事項について」のとおりとする。

7 問い合わせ先

岐阜市役所行政部契約課

058-265-3894（請負係）

058-214-2951（審査係）